価

福岡県公報

令和6年9月10日 第 529 号

目 次

告 示 (第558号 – 第560号)

○福岡県の特産工芸品の指定 (観光政策課) …………… 1 ○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課)…………1

公 告

○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ………2

○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……2

○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……2

○公共測量の実施 (県土整備総務課) ………2

告 示

福岡県告示第558号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。 令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

名 称

ままぎ 甘木絞り

伝統的な技術又は技法	1 次の技術又は技法により手作業で行われた絞り染めとすること。 (1) 鹿の子絞り、帽子絞り、平縫い巻き上げ絞り、白影絞り、三浦絞りを用いること。 (2) (1)の技法の補足としては、平縫い引き締め絞り、折り縫い絞り、合わせ折り縫い絞り、杢目絞りを用いること。 (3) 染色は藍染めとすること。 2 表現の特徴は、線描を主体とした絵画的な文様や、図案化した連続文様とすること。
伝統的に使用されてきた原材 料	綿、藍
製造される地域	朝倉市、朝倉郡筑前町、福岡市

福岡県告示第559号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所 八女市矢部村矢部字石子柿5588の40、字高良畑6053の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由
 - 一般送配電事業用地とするため

福岡県告示第560号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

八女市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

期発行日 無调火金曜日

福岡県 株式会

7

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

-

水源の瀬養

2 保安林として指定された目的

- 3 解除の理由
 - 一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律 第195号) 第18条第18項の規定により 次のように公告する。

令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退仟理事

氏 名		住	所	
梅﨑 直祝	柳川市七ツ	家249番地 1		

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するの で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 期 間

小郡市寺福童地内

令和6年8月26日から 令和7年3月10日まで

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するの で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (路線·現地測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施	地	域	実	施	期	間
篠栗町大字若杉			令和6年8月19日 令和7年2月28日	から まで		

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するの で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
	令和6年8月19日から 令和7年3月21日まで

┉ 汨 뻮

么

Ш 10

町

令和6年9